

# 指定通所リハビリテーション一喜一喜及び 指定介護予防通所リハビリテーション一喜一喜事業運営規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人岡田整形外科が設置運営する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (基本方針)

#### 第2条

1. 要介護及び要支援状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3. 指定通所リハビリテーション事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等（以下「保険者」という）、居宅介護支援事業者、地区包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## 第2章 職員及び職務分掌

### (職員の区分及び定数)

第3条 通所リハビリテーション職員として次の職員を置く。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| 一 管理者（医師）                | 1名   |
| 二 理学療法士又は作業療法士           | 2名以上 |
| 三 看護師、准看護師若しくは介護職員・トレーナー | 5名以上 |

### (職務分掌)

第4条 職務の分掌は次のとおりとする。

- 一 管理者（医師）  
指定通所リハビリテーション事業を管理し、業務を統括する。
- 二 看護職員  
利用者の医学的な管理、健康状態のチェック、その他必要なリハビリテーションサービスを行う。
- 三 理学療法士又は作業療法士  
リハビリテーション評価に基づき利用者に対して専門的なリハビリテーション技術を提供する。
- 四 介護職員  
利用者の日常生活上、必要な介護及び利用者の自立に向けての支援を行う。

## 第3章 営業日、営業時間及び定員

### (営業日)

第5条 営業日は次のとおりとする。

営業日 毎週月曜日から土曜日。但し、祝祭日及び12月31日～1月3日までを除く。

(営業時間)

第6条 営業時間は次のとおりとする。  
営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(定員)

第7条 1日に通所リハビリテーションのサービスを提供する定員は50名(2単位)とする。

#### 第4章 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料

(指定通所リハビリテーションの内容)

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一 医学的診察、処置
- 二 理学療法及び作業療法
- 三 日常生活動作訓練
- 四 健康チェック
- 五 送迎サービス

(指定通所リハビリテーションの利用料)

第9条 事業所が提供する事業の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からその定められた自己負担割合の支払を受けるものとする。

(利用料の受領)

第10条 法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係わる居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係わる居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように留意する。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係わるものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係わる居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用。

三 食費

四 おむつ代その他指定通所リハビリテーションの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係わる費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用。

五 前項に掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用。

4 前項の費用の額については別途重要事項説明書に定めるものとし、そのサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利

用者の同意を得なければならない。

## 第5章 事業の実施地域

(事業の実施地域)

第11条 指定通所リハビリテーションを行う実施地域は次のとおりとする。

一 宮崎市内

## 第6章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込み者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション職員等の勤務の体制その他の利用申込み者のサービスの選定に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込み者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第13条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用申込みがされた場合は、正当な理由なく指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込み者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込み者に係る居宅介護支援事業者または地区包括支援センターへの連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第15条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その旨を提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護又は要支援認定等の有無及び要介護又は要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供するように努める。

(介護認定等の申請に係わる援助)

第16条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、介護認定を受けていない利用申込み者については、介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込み者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地区包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を

通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第18条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者又は地区包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者又は地区包括支援センターに依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第20条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第21条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は地区包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行う。

(サービスの提供記録)

第22条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションについて、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明の交付)

第23条 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合には、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第24条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

2 自らその提供する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善に努める。

(指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第25条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、次条第26条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき・利用者のリハビリテーション及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 二 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、リハビリテーション技術の進歩に対応し、適切なりハビリテーション技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、理学療法や作業療法その他の必要なりハビリテーションを利用者の要望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスを提供する。  
なお、通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を行う。

#### (通所リハビリテーション計画の作成)

- 第26条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成し、職員はサービスの実施状況および目標の達成状況の記録を行う。
- 2 管理者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明を行う。
  - 3 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容にそって作成する。
  - 4 通所リハビリテーション職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

#### (利用者に関する保険者への通知)

- 第27条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。
- 一 正当な理由なしに指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
  - 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

#### (掲示)

- 第28条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

#### (秘密保持等)

- 第29条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業に従事した職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ得るものとする。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第30条 居宅介護支援事業者又はその従業者は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用

させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第31条 提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束防止の推進)

第32条 利用者の人権擁護、身体拘束廃止等の観点から身体拘束の発生又は再発を予防する為の指針の整備、研修会の実施等を定める事とする。

(ハラスメント対策)

第33条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第34条 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

## 第7章 緊急時における対応

(緊急時等における対応方法)

第35条 通所リハビリテーションに当たる職員は、現に指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

## 第8章 非常災害対策

(非常災害及び感染症対策)

第36条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理責任者を設置して非常災害対策を行う。事業継続計画の策定、年2回以上の避難誘導訓練を実施する。

2 感染症発生及び蔓延等に関する取り組みとして、事業継続計画の策定、委員会の開催、指針の整備、研修会の実施を行う。

## 第9章 その他運営に関する事項

(勤務体制の確保)

第37条 利用者に対し適切な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定通所リハビリテーション職員の勤務の体制は別紙のとおりとする。

2 通所リハビリテーションの資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(定員の厳守)

第38条 利用定員を超えて指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。

(衛生管理)

第39条 利用者の使用する施設、その他の設備又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 当該指定通所リハビリテーションを提供する場所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

## 第10章 会計区分及び記録の整備

(記録の整備)

第40条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備保管する。

2 利用者に対する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

## 附 則

この規程は平成12年4月1日から施行する。

この規程は平成15年4月1日から施行する。

この規程は平成17年10月1日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成23年11月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。

この規程は平成26年10月28日から施行する。

この規程は平成27年4月1日から施行する。

この規定は平成27年10月1日から施行する。

この規定は令和4年4月1日から施行する。

この規定は令和4年6月1日から施行する。